平成２２年（フ）第２２号
青森県上北郡横浜町字家ノ前川目32番地11
債務者　秋田ミホ子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第３３号
青森県三沢市幸町１丁目11番32号　ホリーズⅠ―102
債務者　米持　洋之
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第３５号
青森県上北郡おいらせ町新敷44番地１
債務者　藤本　ヌエ
1　決定年月日時　平成22年４月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２２年（フ）第１７７号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第11地割８番地19
債務者　蕪木　恵子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２１号
山形県飽海郡遊佐町比子字服部興野49番地の１、前住所山形県飽海郡遊佐町大字比子字服部興野47番地の２
債務者　今野　　悟
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第２３号
山形県酒田市みずほ１丁目17番地の11
債務者　大沼　悦子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第２４号
山形県酒田市宮野浦３丁目14番27号、前住所山形県酒田市新橋２丁目18番地の１
債務者　齋藤　梨奈
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（フ）第４９号
埼玉県越谷市赤山町４丁目１番35号
債務者　小林　富子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
埼玉県草加市新里町906番地10
債務者　築地　元幸
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１２２号
埼玉県八潮市大字八條2498番地４コーポ毛利203
債務者　大城隆志こと　徐　　隆志
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第８２号
埼玉県比企郡嵐山町大字川島2284番地６
債務者　佐々木政子
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１１５号
埼玉県熊谷市鎌倉町120番地　大原ビル３Ｆ
債務者　白石　健一
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第３９号
千葉県山武郡芝山町新井田445番地583
債務者　齋藤　純子
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第４１号
千葉県旭市見広1357番地９
債務者　平　　茜
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１４５号
川崎市高津区向ケ丘147番地２
債務者　畑中　昌子（旧姓関口）
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第８０６号
愛知県知多市新知西町10番地の34
債務者　森　　菊美
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８５３号
名古屋市西区城西５丁目６番20号　大塚ハイツ102号
債務者　井坂　　剛
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４４号
愛知県額田郡幸田町大字六栗字本郷４番地１
債務者　阿部　優作
1　決定年月日時　平成22年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係